

- ① 名称を旧名称である「石巻市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」から「石巻市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例」に改め、行政手続オンライン化等の基本原則を新たに規定（書面以外の方法による手続が規定されている申請等についてもオンラインで行えることを規定）
- ② 手数料納付について、電子納付による手法を可能とする条項を追加。（これにより、条例・規則に「納付方法は納入通知書」と定められていても、電子決済で納付が可能に。）

	改正前の行政手続	改正後の行政手続	具体的な改正箇所
例規改正の内容	■石巻市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例		
	対面・書面で行っている手続	▶ スマホ・PCから手続可能	> 行政手続オンライン化等の基本的要件を規定
	書面・押印で行っている手続	▶ マイナンバーカードで省略可能	> オンラインでの本人確認（署名に代えたマイナンバーカードの利用）を可能とする条項の追加
	納付書により現金納付している手続	▶ クレジットカードによりオンライン納付可能	> 手数料納付について、電子納付による手法を可能とする条項の追加
	紙の住民票等を添付している手続	▶ マイナンバーカードで住民票等の添付省略可能	> 情報連携等で入手できる添付書類の省略を可能とする条項の追加
	■石巻市手数料条例		
電子申請による手数料の徴収が未定義	▶ コンビニ交付の手数料と同様に定義	> 電子申請による手数料の徴収を可能とする条項を新たに追加。	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石巻市手数料条例別表「住民票の写し」の「同一世帯の4人までを1通とし、1人を増すごとに100円を加算する。ただし、多機能端末機により交付を受ける場合を除く。」を多機能端末に加えて電子申請の場合も同様とする改正。 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ キャッシュレス決済の導入にあたっては、指定納付受託者の指定が必要になるため、会計規則の見直しを検討する必要があり、関係者と協議し対応方法を決定する。 		